生徒定期健康診断業務処理要領

受注者は、北海道札幌東高等学校生徒定期健康診断業務の処理に当たっては、契約書に定めるところによるほか、この要領に定めるところに従い適切に処理するものとする。

- 1 実施方法
 - 北海道札幌東高等学校に人員、健診車、機材等を派遣・配置して実施すること。
- 2 実施期日及び実施件数等
- (1) 次の期日及び件数 (予定) で実施すること。

(全日制)

区分	実施日時	実施場所	実施件数(予定)
結核健診	令和7年4月14日から 令和7年4月末日まで (土日・祝日を除く) の間の1日 9時00分から 12時30分まで	北海道札幌東高等学校	320 件
心電図検査	令和7年4月14日から 令和7年4月末日まで (土日・祝日を除く) の間の1日 9時00分から 12時30分まで	北海道札幌東高等学校	320 件
尿 検 査	令和7年4月14日から 令和7年5月末日まで (土日・祝日を除く) の間の3日	北海道札幌東高等学校	950 件

(定時制)

区分	実施日時	実施場所	実施件数(予定)
結核健診	令和7年4月14日から 令和7年4月末日まで (土日・祝日を除く) の間の1日 17時35分から 18時35分まで	北海道札幌東高等学校	40 件
心電図検査	令和7年4月14日から 令和7年4月末日まで (土日・祝日を除く) の間の1日 17時35分から 18時35分まで	北海道札幌東高等学校	40 件
尿 検 査	令和7年4月14日から 令和7年5月末日まで (土日・祝日を除く) の間の3日	北海道札幌東高等学校	85 件

- (2) 上記検査の実施日時及び実施手順の詳細については、別途学校長と協議すること。
- (3) 上記期日に受診できなかった生徒については、別途、実施日時及び実施場所を学校長と協議の上実施すること。

- (4) いずれの検査も令和7年6月30日までに終了すること。
- (5) 実施件数 (予定) は、生徒の入学状況や転出入の状況により変更することがある。

3 健診の実施

(1) 共通事項

ア 健診を実際するための必要な衝立、カーテン、採尿用具等の物品を用意し、会場 を設営・撤収すること。

イ 結核健診及び心電図検査については、男女別の受診であることを念頭に実施時間 に応じた人員、健診車、機材等を配置し、受診者の誘導を行うこと。

ウ 健診実施に伴って生じた廃棄物 (検尿カップ、脱脂綿等) は、受注者が回収する ものとし、関係法令に基づいて適正に処分すること。

エ 健診業務員には、実施機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

(2) 結核健診

ア共通

(ア) 男女別に実施すること。

イ 全日制課程

- (ア) 検診車を2台用意すること。
- (イ) 欠席者については、出来る限り速やかに検査を実施すること。
- (ウ) 全員のフィルム番号を記入すること。
- ウ 定時制課程
- (ア) 健診車を1台用意すること。
- (3) 心電図検査

ア共通

- (ア) 問診票は事前に送付すること。
- (4) マット・衝立等を持参し、プライバシーに配慮すること。
- (ウ) 会場準備設営、復元は受注者が実施のこと。
- (エ) 女子生徒担当は女性スタッフとし、検査中はバスタオルを掛けること。

イ 全日制課程

- (7) 問診票は40部×8セット+数部を用意すること。
- (イ) 男女別会場にベット各4台を設置すること(ベットは学校備品を使用し、その設置は受注者が行うこと。)。
- (ウ) 欠席者については、出来る限り速やかに検査を実施すること。

ウ 定時制課程

- (ア) 問診票を60部用意すること。
- (イ) 結核健診と同時進行で実施すること。
- (ウ) 保健室のベット1台を使用、実施のこと(ベットは学校備品使用)。
- (4) 尿検査

ア共通

- (ア) 紙コップは折りたたみ式ではないものを使用すること。
- (イ) 回収時間は学校指定時間によること。
- (ウ) 欠席者等のため3回の回収を行うこと。
- (エ) 生徒名簿との照合を検査当日に行い、その結果を連絡すること。
- (オ) 全員に必ず再検査まで受けられる機会を用意すること。

イ 全日制課程

- (ア) 検体容器は40個ずつ袋詰めで用意すること。
- (イ) 回収用ビニール袋を60枚用意すること。
- 4 健診結果報告書

- (1) 契約書第3条に定める健診結果を記載した報告書は、健診を行った都度学校長に提出するものとする。(様式は任意)
- (2) 最終の健診実施後、実施実人員等を記載した生徒定期健康診断実施報告書(様式1)を令和7年6月30日までに学校長に提出すること。

5 その他

- (1) 秘密の保持については、契約書第21条各項によるほか、生徒個人情報の漏えい防止に特段の注意を払うこと。
- (2) 検査実施の前後の日程で、受注者の担当者が来校し、事前打ち合わせや要望に応じること。
- (3) この要領に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、処理するものとする。